

高津川水害タイムライン検討会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「高津川水害タイムライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る高津川水系大規模氾濫時に備えて、高津川水害タイムライン（防災行動計画）を検討することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 検討会の参加機関を対象とした高津川流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン（防災行動計画）の検討。
- 2 その他必要な事項。

（組織構成）

第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

（検討会の招集等）

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

（公開）

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所のウェブサイト公開するものとする。

（事務局）

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

高津川水害タイムライン検討会構成機関

(構成機関)

益田市

(一社) 島根県LP ガス協会

西日本電信電話(株) 島根支店

西日本旅客鉄道(株) 米子支社

石見交通(株)

日本放送協会 松江放送局

日本海テレビジョン(株)

(株)山陰放送

山陰中央テレビジョン放送(株)

ひとまるビジョン

(株)エフエム山陰

中国電力(株) 島根支社

中国電力(株) 西部水力センター

陸上自衛隊出雲駐屯地

陸上自衛隊島根地方協力本部

島根県

島根県警察本部

益田警察署

益田広域消防本部

気象庁 松江地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

(アドバイザー)

松江工業高等専門学校環境・建設工学科

広瀬 望 准教授